

青森県報

第三千三百十二号

平成二十二年
十一月八日
(月曜日)

目 次

告 示

軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更……………	(税 務 課) …… 一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………	(健 康 福 祉 策 課) …… 二
右 同……………	(同) …… 二
右 同……………	(同) …… 二
右 同……………	(同) …… 三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の名称変更の届出……………	(同) …… 三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の特定福祉用具販売事業所の名称変更の届出……………	(同) …… 三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防支援事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 四
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の特定介護予防福祉用具販売事業所の名称変更の届出……………	(同) …… 四

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術者の指定……………	(同) …… 五
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の施術所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) …… 五
要保護児童対策地域協議会の設置の一部改正……………	(こ ども 福 祉 課) …… 五
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………	(障 害 福 祉 課) …… 五
身体障害者福祉法による医師の指定……………	(同) …… 五
漁船保険付保義務の発生……………	(水 産 振 興 課) …… 六
青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………	(会 計 管 理 課) …… 六

出 先 機 関

土地改良事業施行協議の適当の決定……………	(三 八 地 域 民 局) …… 六
右 同……………	(同) …… 七
土地改良区の役員の就任及び退任……………	(西 北 地 域 民 局) …… 七
右 同……………	(上 北 地 域 民 局) …… 七

告 示

青森県告示第七百三十八号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったので、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十二条の五前段の規定により告示する。

平成二十二年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

区分名	名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	有限会社山田商会	山田 慶造	南津軽郡大鰐町大字大鰐字川辺二の六	平成 三・七六
変更後	山田 明史			

青森県告示第七百三十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	施設の種類	指定年月日
介護老人保健施設 平成の館	弘前市大字石渡四丁目一三の七	介護老人保健施設	平成 三・〇一

青森県告示第七百四十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	訪問介護	名称	所在地
有限会社佐藤器械	弘前市大字安原三丁目八の一	訪問介護	W A K I I	弘前市大字五代早稲田五〇八の四五
社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐一丁目二一の一	短期入所生活介護	平成の家	弘前市大字独狐一丁目二一の一
株式会社あつたかいご	弘前市大字城東中央四丁目一五の五	短期入所療養介護	介護老人保健施設 平成の館	弘前市大字石渡四丁目一三の七
株式会社まごころ	五所川原市大字稲葉四九の九	訪問介護	株式会社あつたかいご	弘前市大字城東中央四丁目一五の五
		通所介護	デイサービスセンター まごころ	五所川原市大字唐笠柳字藤巻四七八の一七
				平成 三・〇一
				平成 三・〇一
				平成 三・〇一
				平成 三・〇一

青森県告示第七百四十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	介護予防事業の種類	介護予防事業所	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地

有限会社佐藤器機	弘前市大字安原三丁目八の一	介護予防訪問介護	Wハッピーアイ	弘前市大字五代早稲田五〇八の四五	平成三〇・一
社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐一丁目二二の一	介護予防生活介護	平成の家	弘前市大字独狐一丁目二二の一	"
"	"	介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設	弘前市大字石渡四丁目一三の七	"
株式会社あつたかいご	弘前市大字城東中央四丁目一五	介護予防訪問介護	株式会社あつたかいご	弘前市大字城東中央四丁目一五	三〇・一五
株式会社まごころ	五所川原市大字稲実字稲葉四九	介護予防通所介護	デイサービスまごころ	五所川原市大字唐笠柳字藤巻四七八の一七	三〇・九〇
医療法人謙昌会	八戸市大字大久保字大山三一の一	"	デイサービスみほの	八戸市大字大久保字大山三一の一	三〇・八一

青森県告示第七百四十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護支援事業者
主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所
名称	ライフアイ W A K I
所在地	弘前市大字五代早稲田五〇八の四五
指定年月日	平成三〇・一

青森県告示第七百四十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		居宅介護事業者	居宅介護事業所
株式会社イサンメデイカル	岩手県盛岡市着町二の三一	居宅介護事業の種類	名称
福祉用具貸与	あつたかいごツタルシヨ	居宅介護事業所	所在地
株式会社イサンメデイカル戸営業所	八戸市沼館二丁目三〇の三	変更年月日	平成三〇・一

青森県告示第七百四十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	主たる事務所の所在地
株式会社 サンメデイカル	株式会社 岩手県盛岡市 肴町二の三	介護予防事業者	
介護予防 福祉用具 貸与		介護予防 事業の種 類	
株式会社 サンメデイカル 戸営業所	あつたか いごレシ ョンツ タルシ ョ	名 称	介護予防事業所
	八戸市沼館二丁目三〇の三	所 在 地	
	平成 三・九 一	変 更 年 月 日	

青森県告示第七百四十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定福祉用具販売事業所の名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	主たる事務所の所在地
株式会社 サンメデイカル	株式会社 岩手県盛岡市 肴町二の三	特定福祉用具販売事業者	
株式会社 サンメデイカル 戸営業所	あつたか いごレシ ョンツ タルシ ョ	名 称	特定福祉用具販売事業所
	八戸市沼館二丁目三〇の三	所 在 地	
	平成 三・九 一	変 更 年 月 日	

青森県告示第七百四十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

地域包括支援センター		介護予防支援事業所		変 更 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人 桜木会	むつ市桜木町二三の 一	むつ市地域 包括支援セ ンター桜木	むつ市大湊新町三〇 の二〇 むつ市小川町二丁目 一三の六〇	平成 三・九 一

青森県告示第七百四十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定介護予防福祉用具販売事業所の名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	事 業 者
株式会社サ ルメディカ	株式会社サ ルメディカ	主たる事務所 の所在地	事 業 所
岩手県盛岡市 肴町二の三一	あつたかいこ ツレンタルシヨ ブ	名 称	所 在 地
株式会社サン メディカルハ ル営業所	八戸市沼館二 丁目三〇の三	所 在 地	変 更 年 月 日
			平成 三・九・一

青森県告示第七百四十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年 月 日
池田 潤一	弘前市大字早稲田 二丁目八の六	いけだ整骨院	弘前市大字早稲田 二丁目八の六	平成 三・八・一

青森県告示第七百四十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五

条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		氏 名	住 所
大久保明悦	八戸市青葉 一丁目三の七	施術所の名称	施術所の所在地
		青葉町接骨院 青葉第二接骨 院	八戸市青葉一丁 目三の七
			八戸市白銀三丁 目六の二二の一
			変 更 年 月 日
			平成 三・九・一

青森県告示第七百五十号

平成十九年三月三十日青森県告示第二百四十三号（要保護児童対策地域協議会の設置）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

別表中「青森県子どもの人権専門委員会」を「青森県人権擁護委員連合会」に改める。

青森県告示第七百五十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百三十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十二年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
津軽保健生活協 同組合健生病院	弘前市大字野田二丁目二の一	平成三・二・一

青森県告示第七百五十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十二年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤務する病院等	診療科目	指定年月日
	社会医療法人博進会 南部病院		
小笠原 和人	所在地		
三戸郡南部町大字 沖田面字千刈三六 の二			

青森県告示第七百五十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十二年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
東津軽郡蓬田村大字広瀬字坂元六三一番地一 田中 孝光	蓬田
東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一五一番地二 島山 利逸	
東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干一番地一 古川 正美	

青森県告示第七百五十四号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

「 造道支店 青森市浪打一丁目 及び
 「 本町支店 八戸市小中野八丁目 を削る。

出 先 機 関

土地改良事業施行協議の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、八戸市の行う七崎地区の土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十一月八日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

一 縦覧に供する書類

- 1 土地改良事業計画書の写し
- 2 条例の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年十一月九日から同年十二月七日まで

三 縦覧の場所

八 戸 市 庁

土地改良事業施行協議の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、五戸町が行う七崎地区の土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十一月八日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

一 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

2 条例の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年十一月九日から同年十二月七日まで

三 縦覧の場所

五戸町役場

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、砂沢溜池土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年十一月八日

西北地域県民局長 小 野 徳 昭

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の 年 月 日
理 事	増田 範昭	弘前市大字笹館字市原六八の二	平成 三・〇・七就任
" "	川村 哲雄	北津軽郡鶴田町大字木筒字下藤代四七	" "
" "	長内 一敏	大字野木字西松虫一〇五	" "

" "	長尾 英孝	" "	大字木筒字中柳川四七	" "
" "	原 繁一	弘前市大字三和字川合二八一の三	" "	" "
" "	田 定実	北津軽郡鶴田町大字野木字西松虫四二の	" "	" "
" "	神 昭弘	つがる市柏桑野木田米本七八の二	" "	" "
" "	大井 光伸	弘前市大字三和字上池神六一の一	" "	" "
" "	大井 昭弘	つがる市柏桑野木田米本七八の二	" "	" "
" "	川村 哲雄	北津軽郡鶴田町大字木筒字下藤代四七	" "	" "
監 事	秋庭 剛	字下掛橋七〇の	" "	" "
" "	長内 一敏	大字野木字西松虫一〇五	" "	" "
" "	齋藤 昭一	弘前市大字三和字川合二四	" "	" "
理 事	永野 久夫	" "	六の一	三・一〇・六退任
" "	増田 栄	大字笹館字市原一四	" "	" "
" "	寺山 正則	北津軽郡鶴田町大字野木字西松虫六の二	" "	" "
" "	成田 良幸	字上藤森一〇の	" "	" "
" "	長尾 英孝	大字木筒字中柳川四七	" "	" "
" "	田 定実	大字野木字西松虫四二の	" "	" "

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、下砂土路土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年十一月八日

上北地域県民局長 小 林 巧 一

役員別	氏名	住	所	就任及び退任年月日
理事	竹内 広之	上北郡東北町大字大浦字東道ノ上二五の一	字中久根一	平成三・九・五就任
理事	新山 龜弥	〃	字明堂向六七	〃
理事	千葉 武志	〃	〃 六八の一	〃
理事	千葉 孫一	〃	字沼端二〇の一	〃
理事	沼尾 幸一	〃	字中久根下五四の	〃
理事	小笠原昭彦	〃	〃	〃
理事	小笠原正治	〃	字館野三八の一	〃
理事	小笠原晶一	〃	字向山二八の二	〃
理事	坂本 宏	〃	字大沢三七の一	〃
理事	新山助十郎	〃	字明堂向一三八の	〃
理事	沼田 貞実	〃	字沼端五七の一	〃
理事	竹内 幸夫	〃	字東道ノ上二の二	〃
理事	市川英一郎	〃	字館野三〇	〃
理事	竹内 広之	〃	字東道ノ上二五の	三・九・四退任
理事	新山 龜弥	〃	字中久根一	〃
理事	千葉 武志	〃	字明堂向六七	〃
理事	千葉 孫一	〃	〃 六八の一	〃
理事	沼尾 幸一	〃	字沼端二〇の一	〃
理事	小笠原繁志	〃	字中久根下二三の	〃
理事	市川 広治	〃	字館野七三の三	〃
理事	小笠原武志	〃	字淋代四の二	〃
理事	坂本 宏	〃	字大沢三七の一	〃
理事	尾形 修	〃	字道ノ下一〇一の	〃
理事	新山助十郎	〃	字明堂向一三八の	〃
理事	沼田 貞実	〃	字沼端五七の一	〃
理事	小笠原正治	〃	字館野三八の一	〃

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭